

入 札 公 告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 入札に付する事項

- (1) 案件名及び数量 宮城県広報紙及び宮城県ホームページへの広告掲載 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限 令和9年3月31日
- (4) 予定価格 年額 金12,711,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額
金1,155,545円

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（〇 情報処理－1 広告代理に限る。）に登載されている者であること。
- (3) 宮城県から物品調達に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

3 入札書の提出場所等

(1) 担当課

宮城県総務部広報課

電話：０２２－２１１－２２８３ 電子メールアドレス：kohokh@pref.miyagi.lg.jp

〒９８０－８５７０ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号

(2) 入札説明書等の交付

入札参加希望者は、以下の担当課のホームページから当該案件の入札説明書、仕様書、申請書様式等をダウンロードするものとし、これにより入札説明書等の交付に代える。

担当課ホームページ URL： <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kohou/>

(3) 入札参加資格審査

ア 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和８年１月１３日（火）午後５時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 開札日までの間において、イにおいて提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札書の提出期限等

入札書は原則として持参するものとし、やむを得ない場合は郵送によることができる。

ア ４(1)の開札会場開場時刻から開札会場閉鎖時刻までの間に、４(2)へ持参し、入札執行者の指示により提出すること。

イ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により、令和８年１月２３日（金）午後１時３０分までに(1)に示す場所まで必着のこと。

ウ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

4 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和８年１月２３日（金）午後１時５０分

（開札会場開場時刻 同日午後１時３０分、開札会場閉鎖時刻 同日午後１時４０分）

(2) 場所 宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号 宮城県行政庁舎５階 総務部会議室

5 入札に参加することができない者 ２に定める資格を有しない者

6 その他

(1) 入札保証金 財務規則（昭和３９年宮城県規則第７号）第９８条第１項第３号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第９７条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金 財務規則第１１３条及び第１１４条の規定による。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(4) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法 予定価格以上の価格で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 最高価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(9) 詳細は、入札説明書による。